3	平成20年4月30日	第21期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成20年1月中間期半期報告書）	平成19年8月1日～平成20年1月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	・連結経常損益が▲2,379百万円であるところを6,705百万円と記載 ・連結中間純損益が▲7,807百万円であるところを3,915百万円と記載	売上の過大計上及び引当金の不計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産額が24,965百万円であるところを38,491百万円と記載	
4	平成20年10月31日	第21期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成20年7月期有価証券報告書）	平成19年8月1日～平成20年7月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲7,903百万円であるところを1,129百万円と記載 ・連結当期純損益が▲26,125百万円であるところを▲10,413百万円と記載	売上の過大計上及び棚卸資産の過大計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が5,998百万円であるところを23,512百万円と記載	
5	平成20年12月15日	第22期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年10月第1四半期四半期報告書）	平成20年8月1日～平成20年10月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲1,107百万円であるところを13,972百万円と記載	棚卸資産の過大計上
6	平成21年3月17日	第22期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年1月第2四半期四半期報告書）	平成20年11月1日～平成21年1月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲8,564百万円であるところを6,015百万円と記載	棚卸資産の過大計上
7	平成21年6月15日	第22期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年4月第3四半期四半期報告書）	平成21年2月1日～平成21年4月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲11,014百万円であるところを1,045百万円と記載	棚卸資産の過大計上

㈱　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

⑵　有価証券届出書について、関東財務局長に対し、

①　平成18年４月28日、平成18年１月中間期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成18年５月22日、21,339株の株券を3,499,596,000円で取得させ、

②　平成20年８月６日、平成19年７月期有価証券報告書及び平成20年１月中間期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成20年８月27日、新株予約権付社債を10,002,720,000円で取得させた。

同社が行った上記行為は、旧金商法第172条第１項第１号に規定する行為に該当する。

【課徴金額】　２億8,155万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年11月24日

課徴金納付命令日　平成21年12月25日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④　株式会社ＳＢＲに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ＳＢＲに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条の２第１項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成22年１月29日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社ＳＢＲは、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項又は第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出したものである。

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容㈱	事由
1	平成20年1月4日	第11期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成19年9月中間期半期報告書）	平成19年4月1日～平成19年9月30日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が▲3,776百万円であるところを▲1,643百万円と記載	貸倒引当金の過少計上 売上の過大計上等
2	平成20年6月30日	第11期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成20年3月期有価証券報告書）	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲6,437百万円であるところを▲3,533百万円と記載	貸倒引当金の過少計上 売上の過大計上等
3	平成20年8月14日	第12期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年6月第1四半期四半期報告書）	平成20年4月1日～平成20年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲580百万円であるところを106百万円と記載	貸倒引当金の過少計上 売上の過大計上等
			平成20年4月1日～平成20年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が12,659百万円であるところを16,223百万円と記載	